

# **基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金 算定等規則の一部改正に関する説明**

**令和2年2月**

- 長期増分費用モデル研究会等における議論を受けて長期増分費用モデル(第8次モデル)が策定されたことを踏まえ、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則(平成14年総務省令第64号。以下「算定規則」という。)を改正し、令和元年度以降のユニバーサルサービスコストの算定方法等について所要の規定を整備する。

## ■ 基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則(平成14年総務省令第64号)の一部改正

### ① 長期増分費用モデルの適用方法の見直し

- 第8次モデルとして、PSTN-LRICモデル及びIP-LRICの2つのモデルが策定されたことを踏まえ、両モデルの組合せを適用することとなる条件、その場合の組合せ方法、新たに策定したIP-LRICモデルによる算定方法等に係る規定を追加。

### ② その他

- 第8次モデルの策定に伴い、駐車スペースのコスト配賦方法の見直し等、原価の算定方法に係る規定を一部改正。

- 施行日 公布の日

## 改正に至るまでの経緯

- 平成28年10月、長期増分費用モデル研究会を開催。令和元年度以降の接続料算定等に適用可能な第8次モデルについて検討を行い、平成29年7月に報告書を取りまとめ。
- その後、情報通信審議会へ諮問、平成30年10月、第8次モデルを令和元年度から3年間、接続料算定に用いることが適当であるとする答申を取りまとめ。
- これを踏まえ、接続料の算定については、接続料算定に関する第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正。令和元年度の接続料算定から第8次モデルが適用されている。
- ユニバーサルサービスコストの算定については、令和元年6月から開催の長期増分費用モデル研究会において算定方法を検討。令和2年度の交付金申請から第8次モデルを適用するため、算定規則の改正が必要。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (平成31年度)	令和2年度
長期増分費用モデルの見直し		長期増分費用モデル研究会 第8次モデルの検討			
接続料の算定		情報通信審議会 令和元年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用について検討	情報通信行政・郵政行政審議会 接続料規則等の改正		
ユニバーサルサービスコストの算定			長期増分費用モデル研究会 第8次モデルのユニバーサルサービスコスト算定への適用について検討	情報通信行政・郵政行政審議会 算定規則の改正	

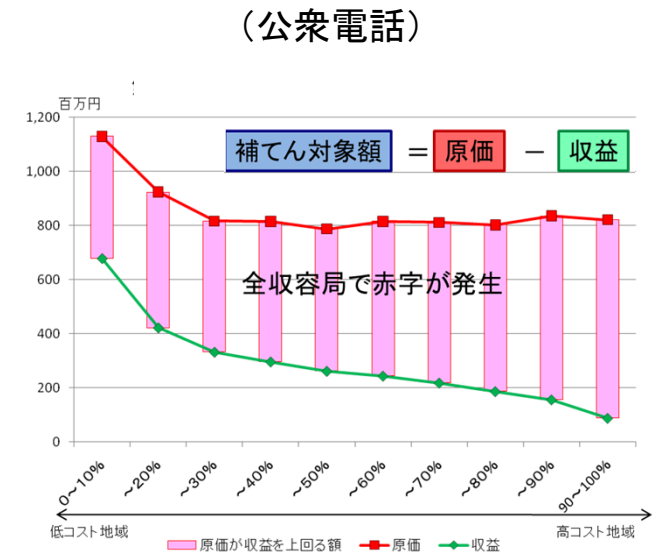
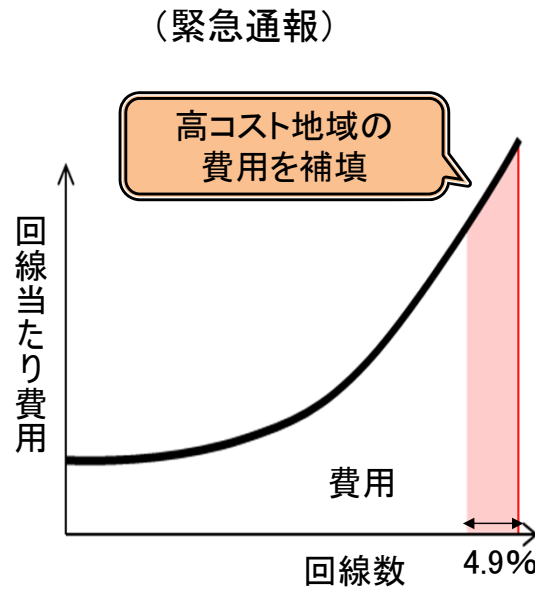
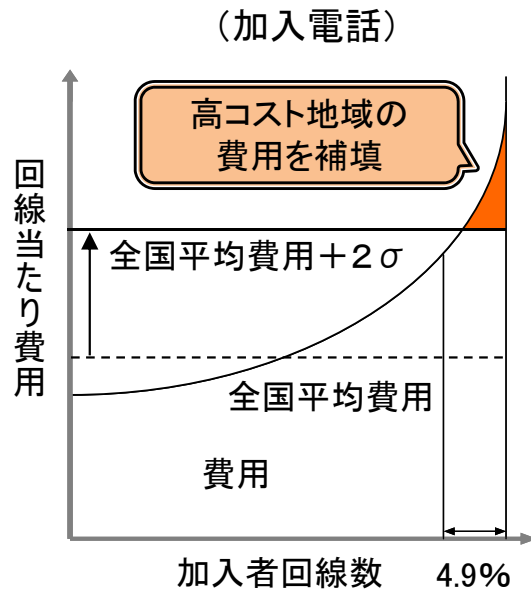
# (参考) 現行のユニバーサルサービスコスト算定方法

○ ユニバーサルサービスコストの算定※には、長期増分費用モデルが用いられている。

※設備管理部門の原価の算定(算定規則第15条)

## ■ 補填対象別の算定方法

補填対象	算定方法
<b>加入電話</b> - 加入者回線アクセス	高コスト地域(回線当たり費用が上位4.9%)を対象に、ベンチマーク方式(一定のベンチマーク水準(全国平均費用+標準偏差の2倍)を超える額)によって※収容局ごとに補填対象額を算定。 ※ 補填対象額の算定に当たっては、NTSコストの付替え、メタル加入者回線コストの平均化、IP補正回線数の加算といった補正を実施。
<b>緊急通報</b> - 加入電話発	高コスト地域(上位4.9%)に対応した原価によって補填対象額を算定。
<b>公衆電話</b> - 市内通信 - 離島特例通信 - 緊急通報	全ての収容局で赤字であることから、高コスト地域の特定を行わずに収入費用方式によって補填対象額を算定。



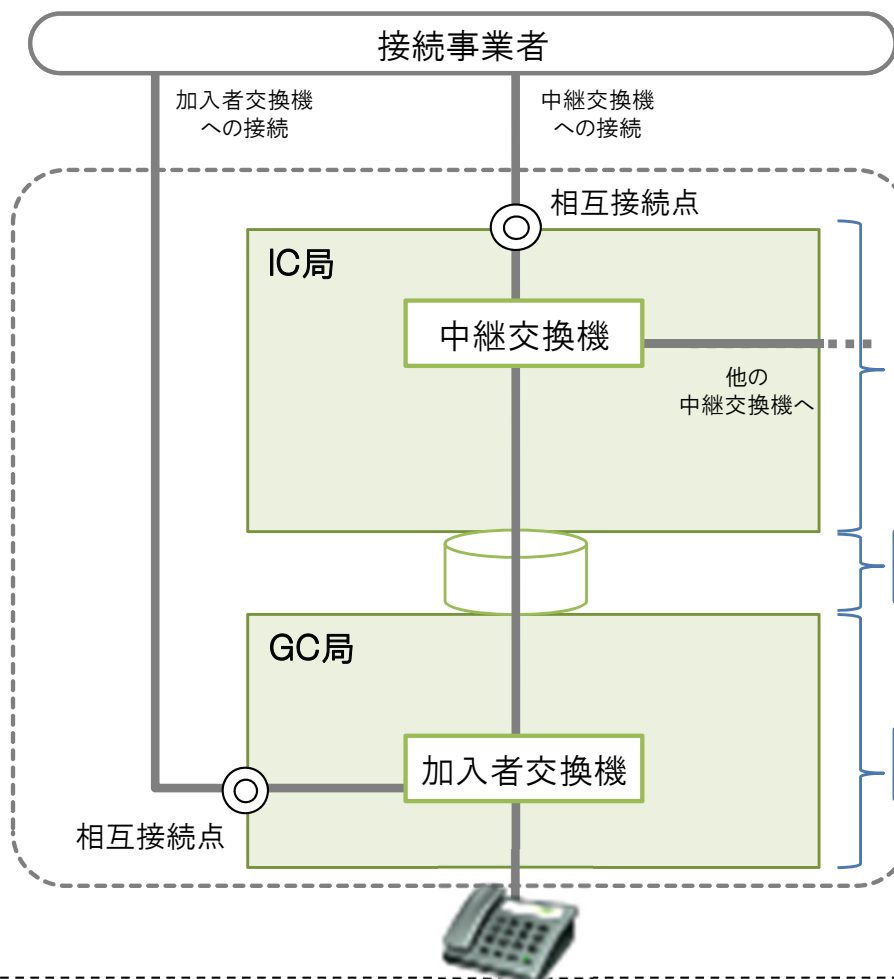
# (参考)合算番号単価等の推移

認可年度 (コスト年度)	H18年度 (17)	H19年度 (18)	H20年度 (19)	H21年度 (20)	H22年度 (21)	H23年度 (22)	H24年度 (23)	H25年度 (24)	H26年度 (25)	H27年度 (26)	H28年度 (27)	H29年度 (28)	H30年度 (29)	R元年度	
合算番号単価 (月・番号)	7円	6円	8円	8円	7円	前半:5円 後半:3円	3円	3円	2円	前半:2円 後半:3円	前半:2円 後半:3円	2円	前半:2円 後半:3円	2円	
補填対象額 (百万円)(※)	加入電話 (基本料)	12,011	9,243	13,787	14,493	10,953	7,081	3,503	2,975	2,970	2,958	3,139	2,887	2,794	2,786
	加入電話 (緊急通報)	83	73	62	60	49	51	40	44	53	60	57	61	37	33
	第一種 公衆電話	3,083	4,245	4,191	4,261	4,193	3,974	3,820	3,861	3,862	3,742	3,732	3,572	3,713	3,807
	合計	15,178	13,561	18,040	18,814	15,195	11,106	7,363	6,880	6,885	6,760	6,927	6,520	6,545	6,628
算定方式	適用モデル	第3次モデル			第4次モデル			第5次モデル		第6次モデル			第7次モデル		
	ベンチマーク	全国平均	全国平均+2σ												
	IP補正	-			加入電話から光IP電話へ移行した回線数を加入者回線数に加算										
NTSコスト付替え (ユニバ側)	FRT-GC間伝送路コスト														
	1/5	2/5	3/5	3/5	2/5	1/5	0/5								
	その他NTSコスト														
	4/5	5/5													

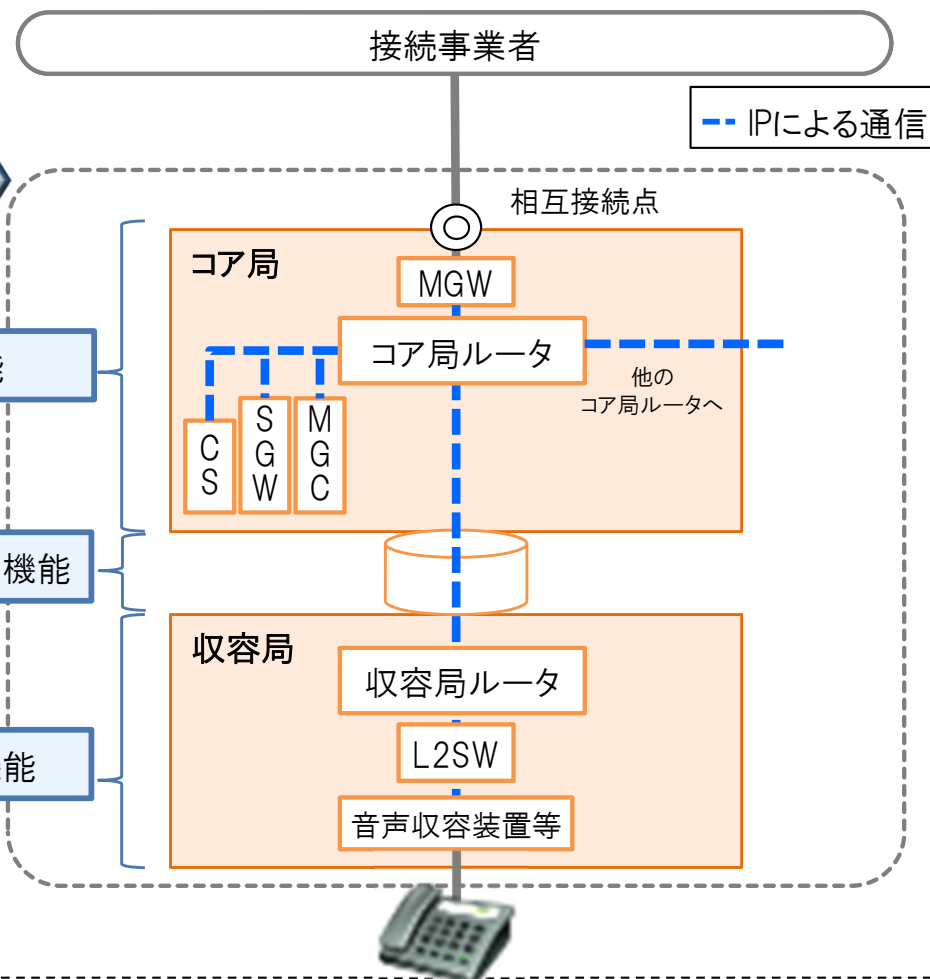
# (参考)第8次モデルの概要

- 第8次モデルには、従来より用いてきたPSTN-LRICモデルと、IP網をベースとしたより効率的なIP-LRICモデルの2つのモデルがある。
- IP-LRICモデルは、PSTN-LRICモデルをベースとして、コア網をIP網に置き換えたモデル。

## PSTN-LRICモデル構成概要



## IP-LRICモデル構成概要



交換機等をIP化

③ 中継交換機能

② 中継伝送共用機能

① 端末系交換機能

・MGW(Media GateWay): IP網とPSTNにおける回線交換方式とを変換する装置  
 ・SGW(Signalling GateWay): PSTNの呼制御信号とIP網の呼制御信号を変換する装置  
 ・L2SW(Layer 2 Switch): データリンク層におけるパケットの経路を判断し、転送する装置

・MGC (Media Gateway Controller): SGW及びMGWをコントロールする装置  
 ・CS(Call Server): 呼制御、加入者端末制御、経路選択、課金管理等の機能を持つ装置

## (参考)第8次モデルの接続料算定への適用

- 令和元年度から3年間は、IP網を前提とした接続料の算定に向けた段階的な移行の時期として、まずはPSTN-LRICモデルを用いて接続料を算定。これにより価格圧搾のおそれが生じる場合は、PSTN-LRICモデルとIP-LRICモデルの組合せへ移行。
- PSTN-LRICモデルとIP-LRICモデルの組合せによって接続料を算定する場合、
  - ① まずは、各モデルの部分機能(機能に相当)ごとに単位費用(接続料に相当)を算定し、
  - ② 各モデルに基づく部分機能の単位費用総額に組合せの比率をそれぞれ乗じたものを合算。

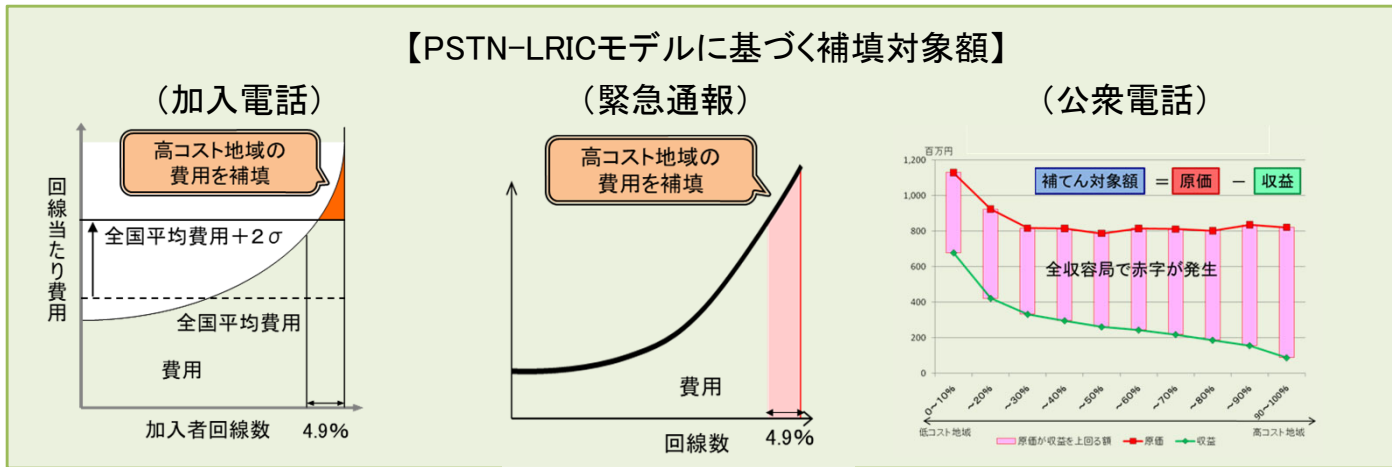
<PSTN-LRICモデルとIP-LRICモデルの組合せによる接続料の算定>

	PSTN-LRICモデルによって算定する場合(現行)	PSTN-LRICモデルとIP-LRICモデルの組合せによって算定する場合
機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 概ね設備ごとを接続料単位とする機能</li> <li>・加入者交換機能、中継交換機能 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 概ね通信形態ごとを接続料単位とする機能</li> <li>・加入者交換機接続機能、中継交換機接続機能、中継交換機経由機能 等</li> </ul>
算定方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ PSTNモデルに基づく費用等により算定</li> <li>・資産及び費用を整理</li> <li>・原価及び利潤を算定</li> <li>・機能ごとに接続料を設定</li> </ul> <p style="text-align: center;">⇩ (各機能の接続料を合算)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>IC接続料 = 加入者交換機能単金            + 加入者交換機共用トランクポート機能単金            + 中継交換機能単金            + 中継交換機共用トランクポート機能単金            + 中継伝送共用機能単金            (8.09円/3分 @H30AC)</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 各モデルに基づく費用等の組合せにより算定</li> <li>・各モデルの部分機能(機能に相当)ごとに単位費用(接続料に相当)を算定               <ul style="list-style-type: none"> <li>- 資産及び費用を整理</li> <li>- 原価及び利潤を算定</li> <li>- 部分機能ごとに単位費用を算定</li> </ul> </li> </ul> <p style="text-align: center;">⇩ (各モデルに基づく部分機能の単位費用総額を合算)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>(接続料) = (PSTNモデルに基づく部分機能の単位費用総額) × (1-X)            + (IPモデルに基づく部分機能の単位費用総額) × X</p> <p>※ X: 特定比率。1/5、2/5、3/5、4/5、5/5のうち、この比率の適用による接続料水準が、総務大臣が通知する条件に該当しないものであって、前算定期間で用いた場合はそれより低くないもの(全ての対象機能において同一)。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>中継交換機接続機能に係る接続料</p> <p>= (PSTNモデルに基づく部分機能の単位費用総額) × (1-X) + (IPモデルに基づく部分機能の単位費用総額) × X</p> <p>= <span style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">           加入者交換部単位費用            + 加入者交換機共用トランクポート部単位費用            + 中継交換部単位費用            + 中継交換機共用トランクポート部単位費用            + 中継伝送共用部単位費用         </span> × (1-X) + <span style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">           端末系ルータ交換部単位費用            + 中継系ルータ交換部単位費用            + 中継系ルータ交換部単位費用            + 中継伝送共用部単位費用         </span> × X</p> </div>

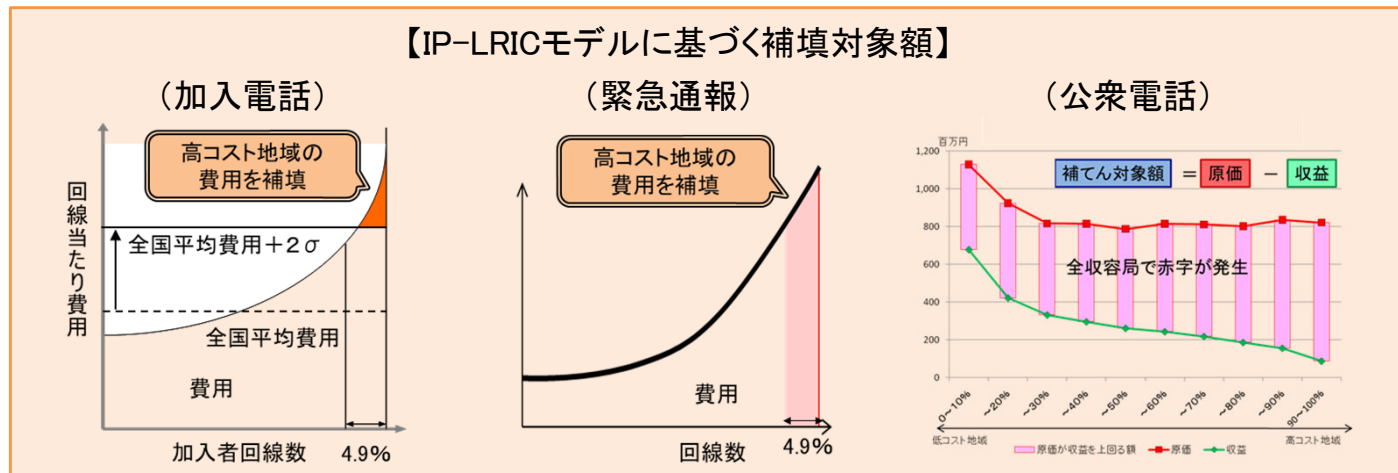
# 第8次モデルのユニバーサルサービスコスト算定への適用

- 第8次モデルのユニバーサルサービスコスト算定への適用については、長期増分費用モデル研究会における検討を踏まえ、接続料算定におけるモデル適用の考え方(PSTN-LRICモデル及びIP-LRICモデルを組み合わせる考え方)と整合を図ることとした。
- 具体的な適用の方法としては、2つのモデルを用いて算定した補填対象額(加入電話、緊急通報、公衆電話に係る補填対象額の総額)を組み合わせる方法とする。

## ■ ユニバーサルサービスコストの算定におけるPSTN-LRICモデルとIP-LRICモデルの組合せのイメージ



× (1-X)



+

× X



## (1) 長期増分費用モデルの適用方法の見直し

	省令改正案の概要
2つのモデルの組合せを適用することとなる条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>前年度の末日における接続料がPSTN-LRICモデルとIP-LRICモデルの組合せにより算定したものである場合に、ユニバーサルサービスコストの算定においても両モデルの組合せを適用。</li> </ul> <p>【改正省令附則第2条】</p>
2つのモデルの組合せ方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>2つのモデルにより算定した補填対象額を4対1等の比率で合算。</li> <li>特定比率は前年度の末日における接続料の算定において用いられた比率と同一の比率を適用。</li> </ul> <p>【改正省令附則第2条】</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(補填対象額) = (PSTNモデルに基づく補填対象額) × (1 - X) + (IPモデルに基づく補填対象額) × X</p> <p>※ X: 特定比率。1/5、2/5、3/5、4/5、5/5のうち、前年度の末日における接続料の算定において用いられた比率と同一の比率。</p> </div>
IP-LRICモデルによる算定方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>IP-LRICモデルに基づく原価の算定方法は、従前の算定規則の規定を準用。</li> <li>IP-LRICモデルに基づく原価の算定に当たり必要となる別表を追加。</li> </ul> <p>【改正省令附則第3条、附則第4条、附則別表第1～5】</p>

## (2) その他(PSTN-LRICモデルの見直し)

	省令改正案の概要
駐車スペースのコスト配賦方法の見直し	<p>これまで駐車スペースのコストは、音声サービスのみ配賦され、データ系サービスへは配賦されていなかったが、局ごとに音声サービスと音声サービス以外の加入者回線数比で按分。</p> <p>【新算定規則別表第6(正味固定資産価額算定方法)】</p>
局舎に設置する電力設備の仕様の追加	<p>局設置FRT局における小規模局用電源装置の仕様について、電気通信事業者で採用されているものを追加したことに伴い、当該電源設備の設備量算定方法を規定。</p> <p>【新算定規則別表第6(正味固定資産価額算定方法)】</p>